

平成27年(ワ)第689号 執行官の処分に対する執行異議の却下決定に対する執行  
抗告却下決定に対する執行抗告事件

(原審・和歌山地方裁判所平成27年(ソラ)第5002号)

(基本事件・同裁判所(執イ)第14号)

決 定

和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち201

抗告人(債務者) 吉 田 益 夫

平成27年5月18日付け原決定に対する執行抗告につき、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

- 1 本件執行抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

第1 当裁判所の判断

抗告人は、原決定に対する執行抗告(本件執行抗告)をする。

しかし、原決定理由説示のとおり、民事執行の手続に関する裁判に対しては、特別の定めがある場合に限り、執行抗告をすることができるところ(民事執行法10条1項)、基本事件における執行官の執行処分に対する執行異議の申立てを却下した裁判に対して執行抗告を認める旨の特別の定めは存在しないから、同執行抗告をすることができない。以上によれば、同執行抗告を民事執行法10条5項に従い却下した原決定は相当であり、原決定に対する本件執行抗告は理由がない。

第2 結論

よって、主文のとおり決定する。

平成27年6月17日

大阪高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 林 圭 介

裁判官 杉 江 佳 治

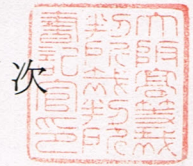
裁判官 久 末 裕 子

これは正本である。

平成27年6月17日

大阪高等裁判所第11民事部

裁判所書記官 橋 本 悦



次